

ダイオキシン類測定結果報告書

〇年 〇月 〇日

大分市長 殿

報告者 大分市〇〇〇  
株式会社〇〇〇  
電話番号 097-〇〇-〇〇



ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表1 排出ガス

採取年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	排出ガス量 (m <sup>3</sup> N/日)	排出ガス中の酸素濃度(%)	測定箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	試料採取者	分析者	備考
平成〇年〇月〇日 12時～13時	3,456	2.3	煙突入口	NO.1焼却炉	平成〇年 〇月〇日	0.050	〇〇	〇〇	1

表2 排水

採取年月日及び時刻	測定場所		特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	採水者	分析者	備考
	名称	排水量 (m <sup>3</sup> /日)						
平成〇年〇月〇日 12時～13時	NO.1排水口	20	NO.1排ガス洗浄施設	平成〇年 〇月〇日	0.01	〇〇	〇〇	2

表3 ばいじん等

採取年月日及び時刻	試料の種類	採取箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取者	分析者	備考
平成〇年〇月〇日 12時～13時	ばいじん	集塵機灰出し口	NO.1焼却炉	平成〇年 〇月〇日	0.001	〇〇	〇〇	3
平成〇年〇月〇日 12時～13時	焼却灰	焼却炉灰出し口	NO.1焼却炉	平成〇年 〇月〇日	0.002	〇〇	〇〇	4

- 備考 1 報告書及び別紙の大きさは、用紙規格A4とすること。
- 2 ダイオキシン類対策特別措置法第11条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付すること。
- 3 規則第3条第2項に規定するものとする。
- 4 2以上の測定結果がある場合は、測定結果と測定場所の対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
- 5 排出ガスにあつては表1、排水にあつては表2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻(以下「ばいじん等」という。)にあつては表3に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
- 6 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 7 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
- 8 表3の試料の種類として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物(処理方法)の別を記載すること。
- 9 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

試料の種類を記入してください。  
(焼却灰、ばいじん、混合灰等)

整理番号		実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾペンゾフラン	2, 3, 7, 8—TeCDF				0.1	
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDF				0.03	
	2, 3, 4, 7, 8—PeCDF				0.3	
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDF				0.1	
	1,	検査機関の測定報告書より転記してください。 測定した試料ごとに必要になります。				
	1,					
	1,					
	2, 3, 4, 6, 7, 8—HxCDF				0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDF				0.01	
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9—HpCDF				0.01	
OCDF				0.0003		
Total PCDFs	—	—	—	—		
ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン	2, 3, 7, 8—TeCDD				1	
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDD				1	
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDD				0.01	
	OCDD				0.0003	
	Total PCDDs	—	—	—	—	
Total (PCDFs+PCDDs)		—	—	—	—	—
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5—TeCB (#81)				0.0003	
	3, 3', 4, 4' —TeCB (#77)				0.0001	
	3, 3', 4, 4', 5—PeCB (#126)				0.1	
	3, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB (#169)				0.03	
	2', 3, 4, 4', 5—PeCB (#123)				0.00003	
	2, 3', 4, 4', 5—PeCB (#118)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4' —PeCB (#105)				0.00003	
	2, 3, 4, 4', 5—PeCB (#114)				0.00003	
	2, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB (#167)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5—HxCB (#156)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5' —HxCB (#157)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5' —HpCB (#189)				0.00003	
Total コプラナーPCB	—	—	—	—		
Total ダイオキシン類		—	—	—	—	
備考						

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位をng/m<sup>3</sup>N (毒性等量にあつては、ng—TEQ/m<sup>3</sup>N。)、排水の測定結果を記入する場合には、単位をpg/L (毒性等量にあつては、pg—TEQ/L。)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合には、単位をng/g (毒性等量にあつては、ng—TEQ/g。)とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。
- 6 用語の定義は、日本工業規格K0311、K0312又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

別紙 2

規則第 3 条第 2 項に基づき換算したダイオキシン類の測定方法

整理番号	測定方法	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	測定量 (毒性等量)	備 考

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 2 条第 1 項第 4 号に規定する  
方法により測定した場合に記入してください。

備考

( $\text{m}^3\text{N}_0$ ) とし、  
する。

- 2 測定方法の項においては、規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。
- 3 実測濃度の項においては、2 の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。
- 4 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字を記載すること。
- 5 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 6 定量下限未満の実測濃度の測定量（毒性等量）は、零とすること。
- 7 用語の定義は、規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 8 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。